



第2期 蕨市子ども・子育て支援事業計画

【概要版】



令和2年3月 蕨市

計画の概要

●背景と趣旨

近年、共働き家族の増加や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化などにより、子育ての孤立感や負担感の増加、家庭や地域での「子育て力・教育力」の低下などが懸念されています。また、都市部を中心として待機児童の発生は依然解消に至っておらず、幼児期の教育・保育や、地域の子ども・子育て支援のさらなる充実・強化が求められています。

このたび、蕨市では、子ども・子育てを巡る国の動向や社会情勢等を踏まえ、新たに令和2年度～令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期蕨市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この計画では、これまでの市の取組に加え、幼児教育・保育の無償化への対応などの新たな課題への対応も含め、幼児期の教育・保育および地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していきます。

●計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて中間年を目安に見直しを行います。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画の期間	「コンパクトシティ蕨」将来ビジョン（平成26年度～令和5年度）									
	蕨市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～令和元年度）					第2期蕨市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～6年度）				
	中間見直し		調査		計画策定	必要に応じ見直し				

●基本理念

すべての子どもたちの笑顔と未来が輝く、
日本一のコンパクトシティ蕨

●基本方針

I：安心して子どもを産み育てることができるまち

核家族化の進行、地域社会の希薄化、女性の社会進出による共働き家庭の増加等、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、子育てする親の負担感や不安感を取り除き、子育てに対する安心感を提供するため、子育て家庭の交流や相談支援を一層充実させるとともに、妊娠期から出産、子育てまでの切れ目のない支援や保育の受け皿の拡大、保育の質を支える仕組みづくりなど、子育てを支援する体制づくりを進めます。

II：ひとりひとりの子どもたちが健やかに育つことができるまち

ライフスタイルの多様化や急速な情報化等、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、子どもたちの基本的な生活習慣の確立や「生きる力」を育む教育の推進を図るとともに、児童虐待の防止、子どもの貧困対策など、家庭、学校、地域が一体となって子どもたちの健やかな成長を支援することで、次代を担う「わらびっ子」の健全な育成を心と体の両面から支援します。

III：地域ぐるみで子育てを応援するまち

子どもが地域社会の中で守られ、同時にその一員として尊重される社会を築くために、事故や事件、犯罪等を未然に防ぐ、安全で安心な地域社会づくりを目指すとともに、蕨がこれまで培ってきた優れた地域力を活かして、地域ぐるみで子育てを応援し、子育てしたいと思えるまちづくりを進めます。

●基本目標

この計画では、先に示した基本方針に従って7つの基本目標を掲げ、各施策を推進していきます。

【基本方針Ⅰ】安心して子どもを産み育てることができるまち

基本目標1：子育て家庭への幅広い支援

子どもを育てる親の孤立を防ぎ、不安感を取り除くため、交流の場の提供や相談支援、妊娠期から出産、子育てまでの切れ目のない支援に取り組むとともに、多様なニーズを踏まえた幅広い子育て支援サービスの充実を図ります。

基本目標2：安心して働ける子育て支援

女性の社会進出が進み、共働き家庭が増加する中で、子育てと仕事を両立し、安心して働くことができる社会の実現のため、保育需要に応じた保育の確保や保育の質の向上を図ります。

【基本方針Ⅱ】ひとりひとりの子どもたちが健やかに育つことができるまち

基本目標3：子どもの健全な心身の発達の支援

すべての子どもたちの健全な心身の発達のために、子どもたちの健康の保持・増進や基本的な生活習慣の確立、アウトメディア等の取り組みを幅広く展開するとともに、障害を持つ子どもへの支援に取り組みます。

基本目標4：確かな成長を実現する教育と次世代育成

学校、家庭、地域の連携・協力のもと、子どもの「生きる力」を育むため、確かな成長と自立を支援する学校教育等を推進し、社会を支える人材育成に取り組めます。

基本目標5：児童虐待や子どもの貧困への対策

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、児童虐待防止対策や子どもの貧困対策について、行政や関係機関が地域等との連携を図りながら取り組みます。

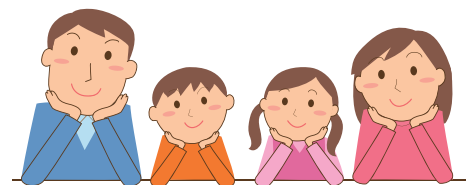
【基本方針Ⅲ】地域ぐるみで子育てを応援するまち

基本目標6：子育て家庭が安全・安心に生活できる環境づくり

子育て家庭にやさしいバリアフリーのまちづくりを進めるとともに、地域ぐるみでの防犯対策、交通安全対策等、子育て家庭が安全に安心して暮らせる生活環境の整備に引き続き取り組みます。

基本目標7：子どもの健やかな成長を促す地域力の向上

未来を担う子どもたちの健やかな成長を促進するため、地域全体で子育て支援や子どもの健全育成に取り組めます。



子ども・子育て支援法に係る提供体制および確保の方策

教育・保育事業等について

(1) 教育・保育施設の充実

① 幼稚園・認定こども園（教育部分）（1号及び2号認定、3歳児～5歳児）

幼稚園などの教育の利用を希望する3歳児から就学前の児童に対して、幼稚園などの施設の必要量を確保します。

(単位：人)

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	1号認定	703	693	654	626	626
	2号認定 (教育希望)	192	189	179	172	171
確保方策		895	882	833	798	797

② 保育園、認定こども園（保育部分）（2号認定、3歳児～5歳児）

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする3歳児から小学校就学前までの児童を保育する認可保育園等の整備を図ります。

(単位：人)

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	保育園	771	777	751	735	750
確保方策	保育園	797	863	863	863	863

③ 保育園、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業（3号認定、0歳児～2歳児）

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする0歳児から2歳児までの児童を保育する認可保育園、地域型保育事業等の整備を図ります。

(単位：人)

		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度	
		0歳	1、2歳	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳
量の見込み		96	637	95	656	94	660	93	646	92	617
	合計	733		751		754		739		709	
確保方策	保育園	81	387	81	426	81	426	81	426	81	426
	地域型保育	47	196	47	234	47	234	47	234	47	234
	合計	711		788		788		788		788	



(2)地域子ども・子育て支援事業の推進

①利用者支援事業

教育・保育施設の利用に関する相談や子育て支援事業等の情報提供、妊娠から出産、子育て期まで切れ目ない支援を行う利用者支援事業については、児童福祉課で基本型の「保育・子育てコンシェルジュ」および特定型を実施し、保健センターにおいて母子保健型の「子育て世代包括支援センター事業」を実施します。

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児親子の交流、子育てについての相談や情報提供、子育て講座等を行う地域子育て支援拠点事業については、保育園併設型の地域子育て支援拠点として、地域子育て支援センターを設置し、事業を実施します。

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童に対し、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業：ショートステイ事業）です。

⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動を行う事業であり、本市では、蕨市社会福祉協議会に委託し、ファミリー・サポート・センター事業を実施します。

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園、保育園等において、主として昼間に一時的に預かり、必要な保育を行う事業を実施します。

⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、利用時間以外の時間に保育を行う事業であり、各保育園等において実施します。

⑩病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

保護者の就労等の事由により、保育を必要とする病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生等を一時的に保育する事業です。本市では、子育て援助活動事業（病児・緊急対応強化事業）として特定非営利活動法人病児保育を作る会に委託し、緊急サポート事業を実施するとともに、小規模保育園併設の病児保育室「にじのへや」へ、病児・病後児保育事業を委託し、実施します。

⑪放課後児童健全育成事業

保護者が就労等の事由により、放課後等の保育を必要とする小学生に対し、適切な遊びおよび生活の場を与え、児童の健全な育成を図る留守家庭児童指導室の整備を図ります。また国が示す放課後子ども総合プランに基づき、放課後子ども教室との一体的による運営を行っていきます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の所得状況により、特定教育・保育施設等に支払う日用品等、教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加費、幼稚園に支払う副食費等を助成する事業です。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。事業者が円滑に参入できるよう必要に応じた支援を行っていきます。

子育てに関する総合的な施策の展開

【基本方針Ⅰ】安心して子どもを産み育てることができるまち

基本目標１：子育て家庭への幅広い支援

（１）妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援

1. 子育て世代包括支援センター事業
2. 母子健康手帳の交付
3. 妊婦健康診査
4. こんにちは赤ちゃん訪問（新生児・産婦訪問指導）
5. 母子訪問指導
6. 母子生活支援施設

（２）子育てに関する学習機会の提供・交流の促進

1. 保健センターの講座等
2. 児童センター・児童館の講座等
3. 公民館の子育て講座等
4. 地域子育て支援センター事業
5. エンジョイママクラブ

（３）子育てに関する相談・情報提供の充実

1. 子育て世代包括支援センター事業（再掲）
2. 地域子育て支援センター事業（再掲）
3. 保育・子育てコンシェルジュ
4. 家庭児童相談室・ふれあい相談
5. 電話健康相談
6. 教育センター
7. 子どもの障害等に関する相談
8. 女性の心と生き方相談
9. 配偶者暴力相談支援センター
10. 子育て支援情報等の提供
11. 子育て情報誌の発行
12. 公共施設における子育て情報の提供

（４）子育て支援サービスの提供

1. 一時的保育事業
2. ファミリー・サポート・センター事業
3. 緊急サポート事業

（５）子育て家庭の経済的支援

1. 児童手当給付事業
2. こども医療費支給事業
3. 出産育児一時金
4. 三世代ふれあい家族住宅取得支援事業
5. 幼児教育・保育の無償化
6. 就学援助制度
7. 入園・入学資金、奨学金貸付事業
8. ひとり親家庭等に対する経済的支援事業
9. 母子厚生保障年金
10. 特別児童扶養手当
11. 障害のある子どもに対する経済的支援事業
12. 未熟児養育医療費給付制度
13. 助産施設入所事業

基本目標２：安心して働ける子育て支援

（１）定期的な保育サービスなど

1. 保育園・地域型保育事業
2. 延長保育事業
3. 放課後児童クラブ（留守家庭児童指導室）事業
4. 病児・病後児保育事業
5. ファミリー・サポート・センター事業（再掲）
6. 緊急サポート事業（再掲）

（２）ワーク・ライフ・バランスの推進

1. ワーク・ライフ・バランス推進事業
2. 多様な就業等促進への支援
3. ポジティブアクションの普及
4. 男女共同参画啓発紙の発行

【基本方針Ⅱ】ひとりひとりの子どもたちが健やかに育つことができるまち

基本目標3：子どもの健全な心身の発達の支援

(1) 子どもの健康の保持・増進

- | | |
|--------------------------------|---------------------------------|
| 1. 母子健康手帳の交付（再掲） | 7. 歯ッピーわらび |
| 2. こんにちは赤ちゃん訪問（新生児・産婦訪問指導）（再掲） | 8. すくすくクラブ、でんでん虫クラブ、親子教室、のびのび教室 |
| 3. 乳幼児健康診査事業 | 9. こども医療費支給事業（再掲） |
| 4. 予防接種事業 | 10. 小児救急医療支援 |
| 5. 1歳児相談 | 11. 休日・平日夜間急患診療所 |
| 6. 1歳6か月児フツ化物塗布事業 | 12. 母子訪問指導（再掲） |

(2) 基本的な生活習慣等の確立

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1. 早寝早起き朝ごはん運動の推進 | 3. アウトメディアの推進 |
| 2. 食育推進事業 | |

(3) 障害のある子どもへの支援

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| 1. 障害児保育 | 5. ショートステイ事業 |
| 2. 障害児教育 | 6. 障害のある子どもに対する経済的支援事業（再掲） |
| 3. 障害児通所支援 | 7. 特別児童扶養手当（再掲） |
| 4. ホームヘルプサービス事業 | |

基本目標4：確かな成長を実現する教育と次世代育成

(1) 「生きる力」を育む学校教育の推進・充実

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1. 35人程度学級の実施 | 6. 適応指導教室（日々草学級） |
| 2. 豊かな心の育成 | 7. 日本語特別支援教室 |
| 3. 健やかな体の育成 | 8. さわやか相談室 |
| 4. こころとからだの健康増進事業 | 9. 学校用副読本作成 |
| 5. 図書の団体貸出事業 | |

(2) 学校外における教育の推進と次世代育成

- | | |
|---------------------------|--------------------|
| 1. 放課後子ども教室 | 9. 公民館の講座・教室・イベント等 |
| 2. わらび学校土曜塾 | 10. フリースペースの活用 |
| 3. 児童センター・児童館の講座・教室・イベント等 | 11. ブックスタート事業 |
| 4. 子育て支援フェスタ | 12. 図書館子ども事業 |
| 5. 中高生ふれあい事業 | 13. 歴史民俗資料館の講座・教室等 |
| 6. 中高生受け入れ事業 | 14. 平和事業 |
| 7. ジュニアリーダースクール事業 | 15. プレーパーク事業 |
| 8. 各種スポーツ大会等の実施 | |

基本目標5：児童虐待や子どもの貧困への対策

(1) 児童虐待防止対策の充実

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| 1. 要保護児童対策 | 3. 子育て世代包括支援センター事業（再掲） |
| 2. 家庭児童相談室・ふれあい相談（再掲） | 4. 関係機関等における児童虐待の早期発見 |

(2) 子どもの貧困への対策

- | | |
|---------------------------|------------------------|
| 1. ひとり親家庭等に対する経済的支援事業（再掲） | 5. 入園・入学資金、奨学金貸付事業（再掲） |
| 2. ひとり親家庭等に対する自立支援事業 | 6. 生活困窮世帯等の子どもの学習支援事業 |
| 3. 助産施設入所事業（再掲） | 7. 子ども食堂実施団体等への支援 |
| 4. 就学援助制度（再掲） | |

【基本方針Ⅲ】地域ぐるみで子育てを応援するまち

基本目標6：子育て家庭が安全・安心に生活できる環境づくり

(1) 地域ぐるみでの安全・安心なまちづくり

- | | |
|-------------------------|----------------------------|
| 1. 安全・安心な公園整備事業 | 6. 学校における防犯教育等の実施 |
| 2. 子どもや子育てする家庭に配慮した防災対策 | 7. 交通安全教育の推進 |
| 3. 防犯情報の提供 | 8. 交通安全対策事業 |
| 4. 住民の自主防犯活動 | 9. 学校付近や通学路等におけるパトロール活動の推進 |
| 5. 防犯灯整備事業 | 10. 子ども110番の家 |

(2) 安心して外出できる環境の整備

- | | |
|--------------|-----------|
| 1. バリアフリー事業 | 3. 赤ちゃんの駅 |
| 2. 公園トイレ整備事業 | |

基本目標7：子どもの健やかな成長を促す地域力の向上

(1) 地域における子育て支援活動

- | | |
|-------------------------------------|-----------------------------------|
| 1. 子育て支援フェスタ（再掲） | 3. わらびネットワークステーションでの子育て支援団体等の情報提供 |
| 2. 児童委員・主任児童委員による家庭教育支援活動および児童の健全育成 | 4. 子育て支援団体等の活動の場の提供 |

(2) 地域で取り組む子どもの健全育成

- | | |
|---|-------------------------|
| 1. わらび子ども宣言 | 5. 補導活動 |
| 2. 子ども会および子ども会育成会活動の推進 | 6. 環境浄化活動 |
| 3. 放課後子ども教室（再掲） | 7. 青少年を有害情報等から守るパトロール隊 |
| 4. 児童委員・主任児童委員による家庭教育支援活動および児童の健全育成（再掲） | 8. 子育て支援団体等の活動の場の提供（再掲） |

(3) 男女が共同して子育てに取り組める意識の醸成

- | | |
|---------------------|------------------|
| 1. 男女共同参画啓発紙の発行（再掲） | 3. 一日保育士体験事業 |
| 2. 父子手帳の配布 | 4. 父親が参加できる事業の推進 |

第2期 蕨市子ども・子育て支援事業計画【概要版】

発行：蕨市

編集：蕨市健康福祉部児童福祉課

〒335-8501 埼玉県蕨市中央5丁目14番15号

TEL 048-432-3200（代表）

ホームページ <https://www.city.warabi.saitama.jp>